

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」等に対する意見募集の結果
(意見募集期間: 令和8年1月20日(火)から同年2月18日(水)まで)

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	証明書の不正取得や、不正取得した証明書を悪用した詐欺事件が起きないように、マイナポータルで証明書が第三者により取得された際に通知する仕組みの導入を検討いただきたいです。	本省令及び告示案は、戸籍附票システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、戸籍附票の制度に係る御意見として承ります。	無
2	個人	145210634848086635 の提出意見について、編集の誤りがあったので、訂正後のものを以下に再度提出する。 以下、訂正後の意見 ----- ・該当箇所 全体的に(戸籍制度(及び住民基本台帳制度)そのものについての意見) ・意見 戸籍制度(及び住民基本台帳制度)そのものについての意見であるが、「性別」については、出生時の医学的・生物学的・DNA的な性別(※1)(※2)、を示す項目が、戸籍(及び住民基本台帳(の基本的には住民票の写しに出力されない部分))に、あるべきではないかと考える。 理由は、そのような項目があるべきと考えるからである。(医学的、刑事的、社会の調査他、また公正のために、ただちにその取得・確認が行えるような、そのような項目があるべきと考える。) 意見は以上である。 ※1 医学的・生物学的・DNA的に判断に困難がある場合の便宜的な性別指定(例:性染色体がXXYの場合等(※医学的にはどのように扱うのが決まっているのかもしれないが))を含む。(通常はあまり問題になるような事は無いものと思われるし、またその扱いについてはある程度のゆらぎはあってもあまり問題無いのではないかと思われるが(※いい加減にしてよいと言っているわけではない。)) ※2 基本的には、後で手続によって行う性別変更によっての変更が不可能な項目(※医学的に、作成の後で、出生時の性別の登録が誤っていたと判明したような場合を除く)として扱うような。	本省令及び告示案は、戸籍附票システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、戸籍制度に係る御意見として承ります。	無

【提出意見数 2件】